

野木町郵便入札取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、野木町建設工事等執行規則（平成9年野木町規則第9号）第5条第4項の規定に基づき郵便入札を実施するため、その事務の取扱について必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 郵便入札の対象は、事後審査型条件付き一般競争入札により実施される建設工事とする。

(入札書等の提出)

第3条 郵便入札の入札書は、一般書留及び簡易書留のいずれかにより提出しなければならない。

2 前項の入札書は、開札日の前々日までに町長が指定した郵便局が受理したものに限り、有効なものとする。

3 第1項の入札書には、当該入札に係る工事費内訳書その他町長が指示する書類を添付しなければならない。

(入札に係る費用の負担)

第4条 郵便入札に係る費用については、入札の結果にかかわらず、入札参加者の負担とする。

(開札立会人)

第5条 郵便入札を執行するために、開札立会人を置く。

2 開札立会人の決定については、入札参加申請書を提出した者の中から次に掲げる方法により選出するものとする。

入札参加者の数が3人を超える場合は、入札担当職員が当日に開札される郵便入札の入札参加者の業者番号順に整理番号をふり、その番号を付したくじ棒を用いて3人を抽選により選出する。

入札参加者の数が3人以下の場合は、全員を開札立会人とする。

- 3 前項の規定により選出された開札立会人は、代理立会人を選任することができる。この場合においては、委任状を町長に提出しなければならない。
- 4 開札立会人は、立会人署名簿に署名押印のうえ、当日すべての郵便入札の開札に立ち会わなければならない。
- 5 町長は、開札立会人の有無にかかわらず、入札事務に係わらない職員（以下「立会職員」という。）を1人立ち合わせなければならない。

（開札立会人の役割）

第6条 開札立会人の役割は以下のとおりとする。

入札参加者の確認

封筒が開封されていないことの確認

無効となる入札書の確認

開札状況及び落札候補者決定の確認

（入札の辞退）

第7条 郵便入札による入札の参加資格者で入札を辞退するものは、開札日の前々日までに一般書留及び簡易書留のいずれかによる郵送、又は持参により辞退届を提出しなければならない。

（入札の取りやめ等）

第8条 郵便による事故等により、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を延期又は取りやめることができる。

（入札の無効）

第9条 野木町財務規則（昭和39年野木町規則第8号）に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する郵便入札は、無効とする。

郵便入札の入札書が到着期限までに到着しないとき。

一つの封筒に2枚以上の入札書を入れたとき。

封筒に記入してある工事の件名と入札書に記入してある工事の件名とが

異なるとき。

入札書に記名及び押印がないとき。

第3条第3項に規定する書類の添付がないとき。

一般書留郵便、簡易書留郵便以外で郵送されたとき。

入札書の金額を訂正したとき。

その他入札に関する条件に違反したとき。

(くじによる落札候補者の決定)

第10条 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、入札執行者、立会職員及び開札立会人が次に掲げる手順に従い、くじ引きによって落札候補者を決定するものとする。ただし、当該入札者全員が開札立会人として参加している場合は、当該入札者が直接くじを引くものとする。

入札執行者は、縦の直線に左から順に整理番号を付したくじ引き用紙にくじ引きに参加する者と同数の整理番号内(以下「範囲内」という。)の直線の一つに「落札」の表示をする。

立会職員が前号のくじの範囲内の直線それぞれに1から順にくじ引きに参加する者と同数の数字を順不同で記入する。この作業は、立会職員が前号に規定する「落札」表示をした直線を確認することができない状態で行うものとする。

開札立会人は、一人ずつ当該くじ引きに係る入札書の中から入札書を任意に1枚ずつ選び出し、当該入札書には入札担当職員が選び出された順番にしたがって1から順に番号を記入する。この作業は、開札立会人が入札書を選び出す前に当該入札書を提出した者の名称等を確認することができない状態で行うものとする。

入札執行者は、第1号及び第2号により作成されたくじに付された番号と、前号に規定する入札書に付された番号を突合し、くじで落札の表示のある番号と同じ番号を付した入札書を提出した者を落札候補者とし、他の者は、落札候補者を最上位の順位として、くじ引き用紙に記載されている整理番号の昇順に順位を決定する。

くじ引き終了後は、入札執行者、立会職員及び開札立会人の全員が当該くじ引きの結果を確認し、その証しとして当該くじ引き用紙に各自署名するものとする。

(開札結果)

第11条 落札候補者が決定した場合は、速やかに当該業者にその旨を通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から適用する。